

会議録

1 会議名

第7回浦川原区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

○ 報告事項

- (1) 公の施設の使用料等の見直しについて
- (2) 過疎地域持続的発展計画策定の事前説明について

○ 次回の開催日について

3 開催日時

令和7年10月30日（木）午後6時30分から7時30分まで

4 開催場所

浦川原コミュニティプラザ 4階 市民活動室4・5

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

- ・委員：市村（一）委員、市村（千）委員（副会長）、小野委員（副会長）、北澤（誠）委員、北澤（正）委員（会長）、五井野委員（オンライン出席）、杉田委員、竹内委員、西山委員、松野委員、水澤委員
- ・事務局：浦川原区総合事務所 坂井所長、山崎次長、保倉次長、長谷川建設グループ長、廣田産業グループ長、唐澤市民生活・福祉グループ長、西山教育・文化グループ長、村松地域振興班長、原田主任
- ・資産活用課：丸山係長、杉山主任
- ・農村振興課：伊藤課長
- ・地域政策課：五十嵐地域政策監、笛田係長

8 発言の内容

【山崎次長】

- ・会議の開会を宣言
- ・出席者は 11 人で五井野委員がオンラインで出席。欠席委員は金子委員
- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第 8 条第 2 項の規定により、委員の半数以上が出席しているので、会議が成立する旨を報告

【北澤会長】

上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則第 5 条第 2 項により、会議録の内容について、地域協議会が指定した委員の確認をいただく事になっている。

本日の会議録の確認について、小野副会長にお願いする。

それでは、「2 報告事項」に入る。(1)公の施設の使用料等の見直しについて、資産活用課丸山係長と杉山主任、農村振興課の伊藤課長から説明をお願いする。

【杉山主任】

資料 N o. 1、N o. 1-1 に沿って説明

【伊藤課長】

資料 N o. 2 に沿って説明

【北澤会長】

今ほどの説明に対し、質問や意見等はあるか。

【北澤(誠)委員】

公の施設の中には、各町内会にある町内会館は含まれるのか。

【丸山係長】

町内会館は、町内会の所有物であり、公の施設には含まれない。ただし、公民館を町内会館として使用している場合もある。そういうた公民館や集会施設の料金の見直しについても検討を進めているため、内容が確定次第、地域協議会へ再度提案する予定である。

【杉田委員】

資料 N o. 2 に記載されている維持管理経費についてだが、これは市の負担か。

【伊藤課長】

維持管理経費は、大規模改修等の費用を除いた、人件費や食材費など、月影の郷を運営する上でかかる費用である。月影の郷に関しては、資料 N o. 2 に記載されている公費投入額 5,670 千円が市の負担になる金額である。公費投入額と利用料金等収入を合わせた金額と、維持管理経費は同じ金額になる。

【五井野委員】

現状、月影の郷のホームページに記載されている宿泊料金が分かりにくい状態である。今回の利用料金の変更を機に、宿泊料金を分かりやすく明記するよう指定管理者と協議していただきたい。

【伊藤課長】

早々に指定管理者と協議をさせていただく。

【北澤会長】

私の認識では、ここ数年、利用料金の見直しについて話が無かったように思える。今後、公の施設において、特に13区では利用者が少なく、老朽化が進行することで維持管理費の増加が想定される施設が多くなる。このような状況において、毎年利用料金の見直しや、減免割合の変更を検討するかお伺いしたい。

【丸山係長】

直近では令和2年度に料金の見直しを行っており、その前は令和元年度、平成27年度に見直しを実施した。基本的には5年ごとに利用料金の見直しを実施しているが、物価高騰や市民の生活状況を考慮し、令和9年4月から利用料金の見直しを予定している。ただし、月影の郷を含む、観光・レクリエーション施設、社会教育系施設、公園施設の17施設については、燃料費や人件費の影響を受けやすいことから、令和8年4月の施行を目指す方針としている。単に金額を引き上げるだけでなく、コスト削減の工夫をするなど、市民の皆さんへの影響を最小限に抑えていきたいと考えているので、よろしくお願ひしたい。

【水澤委員】

月影の郷の宿泊料金について、4,400円から6,600円に改定される予定だが、この金額は、指定管理者が宿泊料金に上乗せすることが可能なのか。私の認識では、月影の郷の宿泊料金は既に6,000円台であったと記憶している。

【伊藤課長】

資料No.2で書かれている金額については、素泊まりの場合での条例で定める上限額であり、食事等の金額は含まれていない。1泊2食となると、条例で定めた上限額より高い金額設定となる。

【水澤委員】

民間の宿泊施設では、1泊2食が基本である。そういう部分も含めて情報発信をしていただきたい。

【伊藤課長】

承知した。あくまで今回の料金設定は、条例で定めた上限金額であるため、実際の金額については、指定管理者と協議の上設定し、周知していきたいと思っている。

【北澤会長】

他に意見や質問等はあるか。

(意見なし)

次に、(2)過疎地域持続的発展計画策定の事前説明について、担当課である地域政策課の五十嵐地域政策監よりお願いする。

【五十嵐地域政策監】

資料No. 3、No. 3-1に沿って説明

【北澤会長】

今ほどの説明に対し、質問や意見等はあるか。

【杉田委員】

上越市過疎地域持続的発展計画（案）の68ページの自治・まちづくりの推進の現状と問題点の中に、なぜ地域協議会の文言を入れないのか、理由を教えていただきたい。

【五十嵐地域政策監】

上越市過疎地域持続的発展計画（案）については、国や県の様式に沿って作成している。しかし、上越市の独自の考え方を載せることは可能なので、全体の文面を見ながら修正できるところは修正していきたいと思っている。地域協議会の文言を入れていない理由については、そこまで考えが至っていなかったことから、検討させていただきたい。

【水澤委員】

多くの事業があるが、ぜひ現場主義を念頭に置いて取り組むべきである。素晴らしい計画だと思うので、よろしくお願いしたい。

【五十嵐地域政策監】

あくまで計画ではあるが、これに基づき、財政課等とも調整しながら、過疎対策事業債の獲得を進めていきたいと思っている。

【北澤会長】

過疎対策事業債について、国から普通交付税を受け取るために、継続して計画を策定しているという認識である。令和8年度から新しい計画に移行することだが、今までの計画内容と比較して、大きく変更された部分があれば教えていただきたい。

【五十嵐地域政策監】

大きく変わったところはない。会長が言わされたとおり、過疎地域持続的発展計画は今後の事業に対し、国が過疎対策事業債を発行するために必要なものである。この計画は、国や県と調整しながら策定している。策定にあたっては上越市の総合計画や財政計画等と整合を図る必要がある。

【坂井所長】

次回の11月26日(木)の地域協議会で、上越市過疎地域持続的発展計画の策定について、諮問・答申を同日に行いたいと思っているので、ご承知おきいただきたい。

(委員から「はい」の声)

【北澤会長】

他に質問や意見等はあるか。

(意見なし)

次に次第にはないが、「委員報告」についてである。事務局で事前に受付しているものはないが、そのほかに委員の皆さんから報告事項はあるか。

(報告なし)

事務局から何かあるか。

【山崎次長】

- ・上越市男女共同参画推進センターのチラシの配布
- ・「大・浦・安」地域協議会委員研修会の開催について
- ・地域協議会終了後、令和8年度地域独自の予算提案事業について情報提供

【北澤会長】

次に、「4 次回の開催日について」である。第8回浦川原区地域協議会は11月26日(水)、第9回浦川原区地域協議会は12月17日(水)と決定しているので、よろしくお願いする。

以上で、令和7年度第7回浦川原区地域協議会を閉会する。

問い合わせ先

浦川原区総合事務所 総務・地域振興グループ

TEL : 025-599-2301 (内線 305)

E-mail : uragawara-ku@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別途の会議資料もあわせてご覧ください。